

障がいのある子ども等への制度



1 特別児童扶養手当

身体または精神に重度の障がいのある 20 歳未満の子どもがいる家庭に対し支給されます。(所得制限あり)

	令和 7 年度手当額 (月額)
1 級	56,800 円
2 級	37,830 円

お問い合わせ: 保健福祉課 福祉係 TEL: 4-2511(内 613)または 4-3356

2 障害児福祉手当

20 歳未満で、在宅で常時介護を必要とする身体障害 (1・2 級の一部) を持つ方、または知的、精神の障がいがそれと同じ程度の状態にある方に対し、月 16,100 円支給されます。

お問い合わせ: 保健福祉課 福祉係 TEL: 4-2511(内 613)または 4-3356

3 重度心身障害者医療費助成

身障手帳 1 級、2 級、3 級 (内部障害のみ)、療育手帳 (A 判定)、精神保健福祉手帳 (1 級) をお持ちの方に対して医療費を助成します。(所得制限あり)

18 歳までの子どもは乳幼児等医療費助成制度 (4 ページ) と同様の助成が受けられます。

お問い合わせ: 保健福祉課 医療給付係 TEL: 4-2511(内 614)または 4-3356

4 心身障害者入湯料助成

身障手帳・療育手帳 (在宅生活をされている方) の交付を受けている方で、五味温泉を利用される場合、入湯料の助成を行っております。また、介護を必要と判断された場合は介護者も同様の助成が受けられます。

助成の内容は、入湯利用券 (小学生までは 1 枚 150 円分助成・中学生以上は 1 枚 300 円分助成) を窓口でお渡ししています。

お問い合わせ: 保健福祉課 福祉係 TEL: 4-2511(内 613)または 4-3356

